



法医学講座の概要

法医学とは「法律に関わる医学的諸問題を広く扱い、医学的に公正に判断を下していくことにより、人権保護、社会安全、公共福祉に貢献していく学問」と定義されています。その実践を目指す大学法医学の業務としては、教育・研究・社会貢献があります。教育については、法医学がカバーする医学領域が多岐に渡るため、解剖学、生理学、生化学、病理学などの関連事項の復習を交えつつ、医学生のみならず研修医も対象にした法医学に関する幅広い教育を実例を提示しながらわかりやすく行っています。さらに、実習では、血液型判定、薬毒物分析の基礎的手法や実例をもとにした死亡診断書・死体検案書作成などの臨床現場で役立つ内容を中心に行っています。研究については、次項で示すような基礎から臨床に至る幅広い研究を行っています。社会貢献としての主な業務としては法医学解剖が挙げられます。高齢化、社会環境の複雑化等により死因不明死体は増加しており、人間が受ける最後の医療としての死因究明の重要性はますます増加しています。そのため、当講座では、教育、研究と同様に法医学解剖についても注力して取り組んでおります。

獨協医科大学法医学講座では栃木県内および茨城県内の司法解剖、調査解剖を担当しております。司法解剖は犯罪捜査の一環として行われるものであり、検査結果は鑑定書として警察あるいは検察庁に提出されます。また調査解剖は死因が不明のご遺体に対して行うものです。当講座では年間 200 件近くの法医学解剖を行っております。その他検察庁、警察からの依頼による生体鑑定、書類鑑定も行っています。

なお、当講座では一般からの鑑定依頼は受け付けておりません。

法医学講座研究紹介

栃木県および茨城県の法医学解剖を担当している故、外傷や突然死、薬毒物動態に関する医学的研究や症例研究、死因究明に寄与する補助的診断方法に関する技術研究など、基礎から臨床に至る幅広い研究を行ってきております。また、社会医学的立場からそれらで培った知見や経験を活かして、事故、犯罪の予防医学を推進し、地域医療では各科一般医師からの法医学的諸問題のコンサルテーションにも応需しています。